

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第一部 労働者状態

## 第四編 賃金と労働条件

## 第二章 労働時間

労働時間 労働省調査の「毎月勤労統計調査」によって、一カ月当り実労働時間数の推移を産業別にみれば第105表の通りである。一九五〇年一月から一二月まで製造工業全体として一五・五%増を示し、なかんずく、上半期に比べて下半期の増加傾向が目立っている。そのうち機械器具工業では二二・五%増、化学工業一六・九%増となっている。しかも、この統計には零細な企業は含まれていないから、それを含めると増加率はもつと大巾になるであろう。

次に、一カ月当り労働時間数を所定内労働時間と所定外労働時間とに区別してみよう。

(注)ここで所定内労働時間とは事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の労働時間のことであって、所定外労働時間とは早出、残業、臨時、呼出、休日出勤等の労働時間のことである。

第106表によると、所定外労働時間の増加が下半期において目立っている。すなわち、所定外労働時間の所定内労働時間に対する比率でみると、全産業平均で一月には八・四%であったものが、一二月には一一・六%を示した。

次に「昭和二四年労働基準監督年報」によって、一九四九年における労働基準法適用事業場の所定労働時間、休憩および休日の状況をみよう。以下の各表は適用事業報告を提出した六〇六、九二二の事業所について調査した結果である。

(注)わが国における労働者の労働時間、休憩および休日については、従来一般的な規定がなく、工場労働者、鉱山労働者、商業労働者等について個々別々に定められていた。しかも、その規定は原則として女子および年少者のみを対象としたものであった。戦後施行された労働基準法では、その第四章第三二条から第四二条にわたって、労働時間、休憩、休日および年次有給休暇についての一般的基準を規定している。その規定は基準法第八条にかかげる一号から一七号まで(六号農林業、七号畜産・水産業事業所を除く)の殆んど全産業の労働者に適用される。また、基準法第六章では、特に女子および年少者の労働時間と休日について規定している。

第107表によれば所定労働時間一週間四八時間以下四四時間以上というのが一番多く、総数の六〇%弱の三六四、一〇三を占め、次いで四二時間以下三五時間以上九二、六二六(一五%)、四四時間以下四二時間以上五〇、九七七(約八%)となっている。これを一日当りに直してみると一日八時間制が一番多く、次いで一日七時間、一日八時間土曜半日というのが多い。土曜半休を行っている業種は割合少なく、一番多い金融広告関係でもそのうちの約一五%の事業所で実施しているにすぎない。

基準法第四〇条の規定により商業、映画・演劇、保健・衛生、接客・娯楽等の事業においては一日九時間、一週五四時間まで就労を認められているが、八時間制をとっているのが商業では総数の四六%の三六、七五七、映画・演劇では一、一七四(四〇%)、保健・衛生では七、〇八四(四

五%)、接客・娯楽では一一、三六八(三二%)を占めている。

また、一日九時間一週五四時間制をとっているのは接客・娯楽が一番多く総数の四六%の一六、一二六に達するが、他は比較的少なく、保健衛生が三、七八四(二四%)、商業が一七、六一一(二二%)映画・演劇が六五一(二二%)となっている。交通業では特殊日勤または一昼夜交替勤務者について、一日一〇時間、一週六〇時間労働が許されているが、一日一〇時間一週六〇時間以内という所定労働時間の設けられているのは一、三七五で、交通業事業所総数二一、五一九の六%弱を占めている。以上によってみると、労働基準法の一週四八時間の枠内に総適用事業所の八七%強、すなわち、五二九九六六が含まれることになる。

休憩 休憩についてみると一日六〇分というのが一番多く、六六%強の三七九、一〇五を占め、次いで九〇分が九五、一七四(一六%)となっている。労働基準法では六時間以上八時間までの所定労働時間に対して四五分でもいいわけであるが、該当事業所総数五二九、九六六のうち四五分の休憩を与えているのは七%強、四五分以下というのは六・八%の四一、六五九に過ぎない。他はすべてそれ以上を与えていることになる。

休日 休日制についてみると、一斉または各個の別はあるが、ともかく週休制をとっているのが五五七、六〇二で、総数の九二%を占めている。週休制をとっているもののうち一斉休日制をとっているのが四六三、三八五(八五%)で、各個に与えているものが九四、二一七(一五%)である。農林、畜産・水産の事業所については休日の規定が排除されているが総数三八、二八三の中二三%の八、八九六は週休制をとっていることになる。また、農林、畜産・水産以外の一一、〇三七の事業所では事業の繁閑により四週四日という不定期の休日制をとっている。週休制をとっていない業種として主なものは農林、畜産・水産の外土建、商業、接客・娯楽等の事業所である。

週休以外の休日すなわち国民の祝日、年末年始等を所定休日としていない事業所の数は案外多い。すなわち、国民の祝日を所定休日としているのは総数の三六%の二一七、四二〇、年末年始を休んでいるのが総数の四六%の二八〇、四八三、盂蘭盆に休んでいるのが二二%の一三六、五二五である。メーデーを所定休日としているのは総数の五%強の三二、一八八にすぎず、わが国全体から見ると極めて少ない。

以上休日制については労働基準法に定める週休制を除いた他の所定休日制は実際には余り行われていないことがわかる。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---